



令和6年度 赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」

## 被災地住民支え合い活動助成事業のお知らせ

### ●助成の目的

東日本大震災からの復興に向け、復興・災害公営住宅や避難先、転居先での新たなコミュニティづくりや、避難解除となった地区や津波等で被災した地区のコミュニティの再生を目的としています。被災者の孤立を防ぎ、互いに支え合い、見守り合える関係づくりを目指し、そのきっかけとなる交流事業や支援活動に助成します。

### ●対象になる団体は？

福島県在住者5名以上で構成されているボランティアグループやNPO法人等の非営利団体で、浜通り地区の市町村、川俣町若しくは田村市の住民同士が助け合う団体、又は当該市町村の被災者を支援する団体です。ただし、浜通り、川俣町、田村市の団体であっても、下記の①②に当てはまらない場合は、③被災者を支援する活動のみ対象です。

### ●対象になる活動は？

福島県内で令和6年度に実施する以下の活動です。

① 東日本大震災による避難者、帰還者及び転居者の住民同士が行う助け合い活動

- (例) ・復興・災害公営住宅で自治会が行う交流会  
・各地に避難中の住民が集まる、避難前の行政区の交流会  
・同じ地区に居住する避難者が集まる趣味サークル活動  
・原発事故による避難が解除となった地区で、帰還した住民が行うサロン など

② 東日本大震災により多くの住民が避難した地区等においてコミュニティを再生するために住民同士が行う助け合い活動

- (例) ・津波や地震の被害が大きかった地区で行う、避難中の元住民や新住民も交えた交流会  
・津波被災地区で行う盆踊り など

③ ①と②の被災地住民を支援する活動

- (例) ・復興公営住宅の住民の引きこもりや孤独感を防止するため行う、定期的な訪問、見守り活動  
・近くに出来た災害公営住宅の人達と交流するため行う、地区の夏祭りへの招待 など

### ●助成金の金額と、助成を受けられる回数は？

1団体につき、1回10万円の応募を上限とし（応募額は千円未満切り捨て）同じ団体からは1年間に2回までの応募を可能とします。（2回目は1回目の助成の精算が終了してから応募可能）

### ●募集期間と応募方法

- 令和6年4月1日（月）より随時受付、ただし、助成予定総額に達した時点で受付を終了します。
- 最寄り（活動地または居住地）の市町村共同募金委員会※へ応募書類を持参し、団体概要や活動内容等について説明のうえ、確認欄に市町村共同募金委員会の記名押印を得てください。その後、応募書類を福島県共同募金会へご郵送ください。 ※市町村共同募金委員会は、市町村社会福祉協議会内にあります。

【お問い合わせ先】

**社会福祉法人 福島県共同募金会**

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地 （県総合社会福祉センター内）

TEL 024-522-0822（平日 8:30～17:00） FAX 024-528-1234

○メールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp

○ホームページ <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>

※別紙応募要項をよくお読みのうえ、ご応募ください。